

【訪問介護契約書別紙】

No. _____

～重要事項説明書～

○ サービス提供責任者 _____ (連絡先 03-3439-0062)

1,事業の目的及び方針

(1)利用者の心身の状況並びに環境等に応じ、居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用者の希望に沿った支援を行います。

(2)訪問介護の実施に当たっては、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を密にし、総合的なサービスの提供に努めます。

2,職員の職種、職務内容

(1)管理者 常勤兼務 1名

従事者の管理、利用申込の調整及び業務内容の進行管理

(2)サービス提供責任者 常勤兼務 2名

①訪問介護計画の作成及び変更

訪問介護計画の作成後においても、利用者及びその家族、介護支援専門員、他のサービス事業所との連絡調整を行います。

(3)訪問介護員 常勤 1名 非常勤 17名

訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。

3,営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く

(2) 営業時間

月～土曜日 8:30～17:30 迄

4,通常の事業の実施地域は、世田谷区全域とします。

5,緊急時等における対応方法

サービス提供責任者及び訪問介護員は、訪問中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の

措置を講じます。

| | |
|--------|----|
| 緊急連絡先名 | 続柄 |
| 電話番号 | |
| 病院名 | |
| 医師名 | |
| 電話番号 | |

6,事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|------------------|
| 保険会社名 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 |
| 保険名 | 介護事業者賠償責任保険 |

7,訪問介護サービス内容

提供するサービスの内容は書面のとおりで。

《身体介護》排泄・食事・特設調理・清拭・部分浴・入浴・洗面整容・更衣・移乗移動・外出・起床就寝・服薬・共に行う行為

《生活介助》一般的な掃除・洗濯・ベッドメイク・衣類整理補修・調理・薬受取買物代行

《その他》健康チェック・環境整備・相談援助等

○訪問介護利用料金(要介護1～5)

サービスを利用した場合のお支払いいただく「利用者負担金」は、下記の利用金額から原則として負担割合証に準じて引いた額です。

| | | |
|--------------|---------------|--------------------------|
| 身体介護が中心である場合 | 20分未満 | 163 単位/1 回×11.40=1.858 円 |
| | 20分以上30分未満 | 244 単位/1 回×11.40=2.782 円 |
| | 30分以上1時間未満 | 387 単位/1 回×11.40=4.412 円 |
| | 1時間以上1時間30分未満 | 567 単位/1 回×11.40=6.464 円 |
| 生活援助が中心である場合 | 20分以上 45 分未満 | 179 単位/1 回×11.40=2.041 円 |
| | 45分以上 | 220 単位/1 回×11.40=2.508 円 |

※地域加算11.40円を乗じた金額です。

注1)早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は、基本料金の25%増し、深夜(午後10時から午前6時)は、基本料金の50%増しとなります。

注2)上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安を基準とします。

注3)やむを得ない事情により、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問しサービス提供を行った場合は、上記金額の2倍になります。

注4)緊急時訪問介護加算(100単位)、訪問介護初回加算(200単位)、生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位)は、介護保険法の定めによるものとする。

注5)令和6年6月1日～「処遇改善加算Ⅱ」として介護保険法の定める加算率22.4%が負担金に上乘せされます。

注6)利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用、材料及び必要な消耗品の購入費や移動時に発生した交通費は利用者のご負担になります。

注7)介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きサービス提供証明書を発行いたします。※サービス提供証明書を後日所轄の市区町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

注8)訪問介護員がサービスを行う際は、働きやすい環境温度にさせていただきようご配慮下さい。※万が一、ご配慮いただけないままサービスを行い体調不良等きたした場合、サービス継続が出来ない場合がございます。

注9)介護保険で適用されないサービス内容については自費での対応となります。

8,キャンセル料(自費)

利用者のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金がかかります。

| | |
|-------------------|--------|
| ご利用の24時間前までの連絡の場合 | 無料 |
| 利用の当日キャンセルの場合 | 1,500円 |

連絡先:訪問介護事業所 向日葵 03-3439-0062

注)入院の場合はキャンセル料を頂くことはありませんが、連絡は必ず下さいませようお願い致します。

9,支払い方法

原則として、毎月15日頃までに前月分の請求書を発送いたしますので、27日までにお支払いください。お支払方法は、銀行、信用金庫、郵便局、農協の指定口座からの自動振替、銀行振り込み、窓口支払いの中からご契約の際に選択できます。

注1)27日の引落日が土日祝日に当たる場合は、翌平日に引落させていただきます。

注2)介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前に説明をし、ご承諾いただきます。

10,サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。契約を結び、訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。
居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3)自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

③利用者が遠隔地へ転居した場合

④利用者が入院等の理由で2ヶ月以上の訪問が実施できない場合

⑤利用者がお亡くなりになった場合

(4)その他

利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、入院もしくは病気等により2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。又は、お客様やご家族などがサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為(介護職員に対する暴言・暴行行為等並びにハラスメント行為等)を行った場合は、契約を終了させていただきます。

11 サービス提供に関する相談、要望、苦情について

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口担当までお申し出下さい。

(1) 苦情処理の体制及び手順

① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

苦情申立の窓口

- サービス相談窓口担当者 管理者 三宅 真吾
- 電話番号 03-3439-0062
(受付時間 月～土曜日 8:30～17:30)

●世田谷区・地域別相談受付窓口 受付時間 月～土 9:00～17:00

・世田谷区 介護保険課 電話 03-5432-2298(土日祝日除く)

・世田谷総合支所保健福祉課 電話 03-5432-2850(同上)

・北沢総合支所保健福祉課 電話 03-3323-9907(同上)

・烏山総合支所保健福祉課 電話 03-3326-6136(同上)

・砧 総合支所保健福祉課 電話 03-3482-8193(同上)

・玉川総合支所保健福祉課 電話 03-3702-1894(同上)

●東京都国民健康保険団体連合会 受付時間 9:00～17:00(同上)

介護相談指導課 介護相談窓口担当 電話 03-6238-0177

この説明書に定める事項は令和3年4月1日から施行します。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、訪問介護の重要事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

〈事業者名〉 特定非営利活動法人 向日葵(1371203207)

〈住 所〉 東京都世田谷区世田谷1丁目44-1-201

〈代 表 者〉 _____

〈説 明 者〉 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護重要事項の説明を受けました。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ ㊟

利用者家族・代理人

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ ㊟